

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 4 回(7 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第4回定例総会会議録

令和7年8月5日（火）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第4回（7月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 笠口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

なし

事務局

松成農政係総括、木原農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第20号 非農地証明願について
議案 第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第13号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第14号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第15号 農地法第3条許可処分の取消について

松成農政係総括 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第4回7月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。
(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、16番 植松 好子 委員、17番 小野 公博 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第18号を議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの地区別各条申請総括表をお開きください。
議案第18号 3条許可申請は10件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区2件、2筆、1,250m²、宇佐地区1件、1筆、472m²、駅川地区2件、3筆、2,425m²、四日市地区3件、5筆、6,018m²、
安心院地区2件、2筆、3,943m² となっています。

2ページをお開きください。

議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。
長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅近くの農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

事務局 長洲地区は他1件、計2件、2筆、1,250m² です。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は自宅近くの農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は以上です。

5ページをお開き下さい。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は他1件、計2件、3筆、2,425m² です。

6ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

親戚間での贈与による所有権移転です。

四日市地区は他2件、計3件、5筆、6,018m² です。

7ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は営農開始のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

安心院地区は他1件、計2件、2筆、3,943m² です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和7年7月31日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用

宮田地区審会長 最適化推進委員 6名中 5名出席のもと開催いたしました。
議案第 18 号について、長洲地区 2 件、宇佐地区 1 件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。 8 番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和 7 年 8 月 1 日午前 9 時より、本序 2 階 25・26 会議室において、農業委員 7 名中 6 名、農地利用最適化推進委員 13 名中 12 名出席のもと開催いたしました。

議案第 18 号について、駅川地区 2 件、四日市地区 3 件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。 3 番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和 7 年 7 月 30 日午前 10 時より、安心院地域複合支所視聴覚室において、農業委員 7 名中 6 名、農地利用最適化推進委員 11 名中 10 名出席のもと開催いたしました。

議案第 18 号について、安心院地区 2 件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。
次に議案第19号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第19号 5条許可申請は1件で 地区ごとの内訳は、
四日市地区1件、2筆、499m² となっています。

8ページをお開きください。
議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請
があつたので審議を求める。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

9ページをお開きください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
30年間の使用貸借権の設定です。
一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農
地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住す
る者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることか
ら、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運
用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべて
を満たすと考えます。以上で議案第19号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号について、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第20号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第20号非農地証明願は、13件で、地区ごとの内訳は、長洲地区4件、4筆、1,367m²、宇佐地区2件、2筆、1,563m²、駅川地区1件、2筆、363m²、四日市地区2件、2筆、99m²、安心

事務局院地区3件、5筆、1,627m²、院内地区1件、1筆、29m²となっています。

10ページをお開きください。

議案第20号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

11ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

平成2年頃より宅地として利用しているものです。

長洲地区は他3件、計4件、4筆、1,367m² です。

12ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和40年頃より宅地の一部として利用しているものです。

宇佐地区は他1件、計2件、2筆、1,563m² です。

13ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和46年頃より原野化しているものです。

駅川地区は以上です。

14ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和54年12月頃より宅地の一部として利用しているものです。

四日市地区は他1件、計2件、2筆、99m² です。

15ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和60年1月頃より山林化しているものです。

安心院地区は他2件、計3件、5筆、1,627m² です。

16ページをお開きください。

院内地区です。

事務局院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

昭和57年10月30日より宅地の一部として利用しているものです。

院内地区は以上です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号について、長洲地区4件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号について、駅川地区1件、四日市地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号について、安心院地区3件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

池田地区審議会長 申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第21号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお開きください。
議案第21号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するため
に、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の
意見を求める。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

18ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、19ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を
借受ける内容です。

事務局 これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

53ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、54ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から扱い手へ貸し付ける内容です。

83ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）読】

詳細につきましては、84ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を扱い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審議会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号について、駅川地区、四日市地区的農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審議会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

池田地区審議会長 議案第21号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第13号から15号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
88ページをお開き下さい。
報告第13号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は89ページからの5件がございました。
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、6筆、4,795m²、四日市地区1件、7筆、8,783m²、院内地区3件、29筆、20,715m²となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

事務局 94ページをお開き下さい。

報告第14号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があつたので、ここに報告する。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は95ページからの12件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区5件、30筆、18,282m²、四日市地区7件、31筆、29,651m²となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

102ページをお開きください。

報告第15号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和7年8月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は103ページの四日市地区1件、5筆、16,062m²がございました。

令和6年2月5日付け、贈与による所有権移転で3条許可済みとなっていましたが、許可後、譲渡人の子へ所有権移転したかったものを誤って譲渡人の子の配偶者へ所有権移転する旨の許可を取得してしまったことに申請者が気が付き、許可の取消願いが提出され、許可処分を取り消したものです。

以上で報告第13号から15号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第13号から15号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。

議長 それでは、事務局から連絡事項等があればお願ひします。

事務局 次回の令和7年度第5回定例総会は、9月5日金曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしております。総会終了後、農政課から国営かんがい排水事業の件でお知らせしたいことがあるそうですので、ご承知おきくださいますようお願ひ申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願ひいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第4回定例総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会

以上会議の次第を記録し事実に相違ないことを証するため、署名する。

令和7年8月5日

議長 久保田 昭廣

署名委員 植松 好子

署名委員 小野 公博

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。